

新たな顧客を獲得しませんか！

公募中

小規模事業者 持続化補助金



小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者の経営計画に基づく経営を推進するために、経営計画を作成、それに基づく販路開拓の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

**販路開拓 等のための事業を、
商工会 の支援を受けながら取り組みましょう！**



小規模事業者が、商工会と一体となって、
販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：50万円

- ◆雇用増・従業員の処遇改善・買い物弱者対策に取り組む場合、上限を100万円とします。
- ◆複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合、上限を100万円～500万円とします。
(連携小規模事業者数による)
- ◆申請にあたっては、商工会が作成した事業支援計画書が必要となります。
- ◆補助金の採択は、申請書類について、有識者等により構成される審査委員会において行います。

補助対象となり得る取組事例

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| ①販促用チラシの作成、配布 | ⑤商品パッケージ（包装）のデザイン改良 |
| ②販促用 PR
(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告) | ⑥ネット販売システムの構築 |
| ③商談会、見本市への出展 | ⑦移動販売、出張販売 |
| ④店舗改装
(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修等) | ⑧新商品の製造 |
| | ⑨販促品の製造、調達 など |

対象となる小規模事業者とは？

常時使用する従業員の数

- ◆ 卸売業、小売業、サービス業 → 5人以下
- ◆ 製造業、建設業、宿泊業、娯楽業、その他の業種 → 20人以下

締切

令和元年 6月21日(金)

商工会への申請提出の
締切日です

※ 締切前は大変煩雑しますので、余裕を持ってご相談下さい。

お問合せは、
商工会各支所まで



曾於市商工会

末吉本所 0986-76-0232
大隅支所 099-482-1432
財部支所 0986-72-3133